

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の概要

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるもの

I 一般職給与法適用者の給与減額支給措置

1 俸給月額

- ① 本省課室長相当職員以上（指定職、行（一）10～7級） ▲10%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員（行（一）6～3級） ▲8%
- ③ 係員（行（一）2、1級） ▲5%

その他の俸給表適用職員については、行（一）に準じた支給減額率

- 2 俸給の特別調整額（管理職手当） 一律▲10%
- 3 期末手当及び勤勉手当 一律▲10%
- 4 委員、顧問、参与等の日当 上限額を▲10%
- 5 地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末・勤勉手当を除く。）の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

II 特別職給与法適用者の給与減額支給措置

1 俸給月額

- ① 内閣総理大臣 ▲30%
- ② 国務大臣クラス・副大臣クラス ▲20%
- ③ 大臣政務官クラス、常勤の委員長等・大公使等（②以外の者） ▲10%

2 期末手当

- ① 内閣総理大臣、国務大臣・副大臣クラス 俸給月額の支給減額率と同じ
- ② ①以外の者 一律▲10%

- 3 非常勤の委員等の日当等 上限額を▲10%

- 4 秘書官 一般職給与法適用対象者に準じて措置

III 防衛省職員給与法適用者の給与減額支給措置

1 俸給月額等

一般職の国家公務員と同様の減額措置を実施

2 給与減額支給措置の特例について

自衛官（将・将補（一）を除く。）並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等については、施行の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める期間まで給与減額支給措置を適用しない。

IV 給与減額支給措置期間

公布の日の属する月の翌々月の初日から平成26年3月31日まで